

平成19年5月15日  
国住指第281号

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

### 指定構造計算適合性判定機関の指定について

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月20日付け国住指第3347号)において、別途通知することとしていた「指定構造計算適合性判定機関の指定について」を別添のとおり通知する。

指定構造計算適合性判定機関の指定に当たっては、本資料を参考に、各都道府県において指定の申請に対する審査基準を定める等により、適切な審査を行うとともに、指定後においても、定期的に業務の実施体制、事業計画書及び収支予算書、役員等の構成、株主又は出資者等の構成について報告を求め、建築基準法第77条の35の4に規定する指定構造計算適合性判定機関の指定基準が引き続き遵守されていることを確認されたい。さらに、定期的に立入検査及び構造計算適合性判定を行った建築物に対する抜取調査を行う等により、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な運営が図られるよう特段の配慮をするとともに、これを通じて建築物の安全性の確保が図られるよう適切に指導されたい。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、速やかにこの趣旨を周知徹底されるとともに、今後の施行に遺憾のないよう措置されたい。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。